

セーフティネット保証1号（連鎖倒産防止）認定について

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための制度です。

市の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象になる方

1. 1号指定事業者に対して、50万円以上の売掛金債権等を有していること
2. 1号指定事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上であること

指定事業者

中小企業庁のホームページにあるセーフティネット保証1号の指定事業者リストで申込み時点で指定事業者に当てはまるかどうかをご確認ください。

必要書類

提出書類 各1部	備考
認定申請書	1か2の該当する方へ記入
指定事業者に対する債権額が確認できる資料	売掛台帳、売上台帳等の写し ※1に該当する場合
指定事業者との取引額が確認できる資料	売掛台帳、売上台帳等の写し ※2に該当する場合
最近1年間の売上高が確認できる書類	決算書、確定申告書、試算表等の写し ※2に該当する場合
須坂市で事業を行っていることがわかる書類	登記事項証明書、確定申告書等の写し
委任状	金融機関等、代理申請の場合のみ

■書類の内容が重複する場合は1通で構いません。

■上記のほか、追加で資料を提出していただく場合もございます。

その他

■申請の前に、必ず事前相談をしてください。

【問合せ】 須坂市役所 産業振興部 産業政策課 労政金融係
〒382-0911 須坂市大字須坂1295番地1 須坂駅前ビルシルキー2階
TEL:026-248-9033(課専用)
E-mail:sangyo@city.suzaka.nagano.jp